農地法第5条第1項の規定による許可申請書

令和 年 月 日

愛知県知事殿

譲 受 人 譲 渡 人

下記によって転用のため農地(採草放牧地)の権利を設定、移転したいので、農地法第5条第1項の規定によって許可を申請します。

	当事者の別	氏	2 名		Į	哉 業		住	月	近	年 齢	備考
1. 申請当事者	譲 受 人											
の氏名、住所、 職業及び年齢	譲渡人											
	土地の	所在	地番	地	目	面積	利用状況	10アール 当たり	耕作者		市街化区域、市街 化調整区域、その	備考
	1 70 % /// II		, 0, 11	台帳	現況	(m²)	, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	普通収穫高	氏 名		他の区域の別) ii
2. 許可を受け ようとする土地												
の所在、地番、 地目、面積、利												
用状況、普通収												
穫高及び耕作者の氏名												
] 	m² (田				m² 畑		㎡ 採草放牧地		m²	m²)	

	(1)	用	途		(2)権和	川を設定し	、またに	移転し	ようと	する事由	の詳細					
3.転用計画	転用の目的															
	(3)事業の操 業期間又は施 設の利用期間					年		月	F	日 から		年	間			
			第1期	(着工	年 月 日	~ 年 月	日まで)	第2期	(着工	年 月 日	~ 年 月	日まで)		合	計	
	(4)転用の時期及び転	工事計画	名称	棟数	建築面積 (m²)	所要面積 (m²)	備考	名称	棟数	建築面積 (m²)	所要面積 (m²)	備考	棟数	建築面積 (m²)	所要面積 (㎡)	備考
	用の目的に係る事業又は施設の概	土地造成														
	は他故の似	建築物														
		小 計														
		工作物														
		小 計														
		計														
4. 権利を設	権利の種類	権利の	設定、	移転の	別権利	の設定、移	転の時期	権利	の	存 続 期	月 間 そ	の他	建蔽	 率	%	1
定、移転しよ うとする契約 の内容		設分	È	移転												

5. 資金調達についての計画	総事業費 (内訳)	調達方法 (內訳)	
		自己資金()
		借入金 ()
	合 計	合 計	
6. 転用すること によって生ずる 附近の土地、作 物、家畜等の被 害の防除施設の 概 要			
7. その他参考となるべき事項			

記載注意

- (1)関係者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称および代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務の内容をそれぞれ記載する。
- (2)「利用状況」欄には、田にあっては二毛作、一毛作の別、畑にあっては普通畑、果樹園、桑園、茶園、牧草地、その他の別を記載する。
- (3)「市街化区域、市街化調整区域、その他の区域の別」欄には、申請土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれ以外の区域のいずれに含まれているかを記載 する。
- (4)「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄は、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を6箇月単位で区分して記載する。
- (5) 申請に係る土地が市街化調整区域にある場合においては、転用行為が都市計画法第29条の開発許可および同法第43条第1項の建築許可を要しないものであるときは、その旨並びに同法第29条および第43条第1項の該当号を、転用行為が開発許可を要するものであるときはその旨および同法第34条の該当号を、転用行為が建築許可を要するものであるときはその旨および建築物が同法第34条第1号から第10号まで、又は都市計画法施行令第36条第1項第3号ロからホのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為および建築行為のいずれも伴わないものであるときは、その旨およびその理由を、「その他参考となるべく事項」欄に記載する。

添付書類

- (1) 法人又は団体にあっては、定款、寄附行為又は規約、法人登記簿謄抄本
- (2) 所有権以外の権原に基づいて申請をする場合は、所有者の同意を確認できる書面、賃借権等に基づく耕作者がある場合は、その承諾書
- (3) 申請土地の登記簿謄本
- (4) 当該事業に関連し、法令の定めるところにより許認可、関係機関の議決等を要する場合において、これらを了している場合は、それを証する書面又はその写し
- (5) 取水排水についての水利権者、漁業権者の同意のように関係者において当該事業につき同意を得ている場合は、それを証する書面又はその写し
- (6) 申請に係る農地が土地改良区の地区内にある場合には、当該土地改良区の意見書
- (7) 転用予定地の位置及び附近の状況を表示する図面(縮尺 $\frac{1}{10,000}$ \sim $\frac{1}{2,500}$ 程度
- (8) 申請土地の地番地目を表示する図面(公図写)
- (10) その他参考資料